

燃えない・燃え広がらないまちをめざして

北砂三・四・五丁目地区まちづくりニュース

第 11 号

平成 29 年 7 月

第 4 回まちづくり協議会を開催 …P.1

まちづくり提案（素案）

意見交換での主な発言

…P.2-3

平成 29 年度の進め方

江東区からのお知らせ …P.4

発行：北砂三・四・五丁目地区まちづくり協議会

第 4 回まちづくり協議会を開催

平成 29 年 6 月 7 日（水）、砂町文化センターで、「第 4 回北砂三・四・五丁目地区まちづくり協議会」が開催されました。

冒頭に山崎孝明区長からご挨拶をいただいた後、平成 28 年度のまちづくり協議会・勉強会等の活動内容を振り返るとともに、これまでの検討を踏まえて整理された『まちづくり提案と今後の進め方』についての意見交換を行いました。また、今年度は、道路・公園のあり方や防災活動、エリアブランドの構築について、各部会で検討していくことを確認しました。

今後、協議会等での意見を踏まえて、『まちづくり提案』をまとめ、区長へ提出する予定です。



協議会の状況

第 4 回まちづくり協議会 次第

1. 開会
2. 昨年度の活動について
3. 今年度の進め方について
4. 意見交換
5. 事務連絡
6. 閉会



山崎区長よりご挨拶

日頃からご協力いただきありがとうございます。さて、江東区が不燃化特区事業に取り組んでから 3 年が経過しています。これまで各戸訪問などを行い、老朽建物の除却、建替えなどに対する助成は着実に進んでいます。

北砂三、四、五丁目は、戦後 70 年間を経てできたまちであり、それを急に変えていくのは大変なことです。住民の方から道路を広げてほしいという意向をいただいておりますが、そう簡単には進められません。道路に影響する場所に住んでいる人たちの意向を尊重し、意見をくみ取りながら、その人たちの権利や生活を考えて事業を進めなければならないため、非常に難しい事業です。

密集市街地もいいところはたくさんあり、その魅力を残しつつ、安全なまちにしていきたいと考えています。

そのためには、区も皆さんと U R 都市機構さんと共に、地道に進める必要があります。よろしくお願いします。

本ニュースは、これまで江東区都市整備部地域整備課より発行してまいりましたが、本号から、北砂三・四・五丁目地区まちづくり協議会が発行することとなりました。

不燃化特区の助成制度は平成32年度（平成33年3月31日）まで！ 申請はお早めに！

- ①老朽建築物を除却する場合に、**除却費に対して助成**を行います。
- ②不燃化建替えを行う戸建住宅及び共同住宅に対して、**除却費、設計費及び監理費の一部助成**を行います。
- ③不燃化建替えを行う場合や老朽住宅を除却する場合に、**固定資産税・都市計画税の減免が受けられます。**

※助成を受けるには、「それぞれ条件」があります。

詳細は、不燃化相談ステーションまでご相談ください。

■専門家による個別相談会を開催しています！

不燃化特区区域内（北砂三丁目の一部、四丁目、五丁目の一部）で、建物の建替え、移転、除却を検討している方を対象に、無料の個別相談会を開催しています。土地や家屋等に関する専門家が、さまざまな相談にお答えします。

個別相談会の開催日時等については、別紙ちらしをご確認の上、下記の不燃化相談ステーションまでお問い合わせの上、お申し込みください。

不燃化相談ステーションのご案内



※建替えや共同化など建築に関すること、不動産登記に関することなど、無料の個別相談をいつでも実施しています。
※本まちづくりニュースに関する問い合わせについてもお気軽にお寄せください。

【開設日時】 月・火・木・金曜日 11:00～19:00
土曜日 10:00～18:00
（定休日） 水・日曜日、祝日、年末年始等
【住所】 北砂四丁目24番3号 宗清水ビル2階
【電話】 03-6666-0580
【FAX】 03-6666-0521

問い合わせ先

「北砂三・四・五丁目地区まちづくり協議会」事務局

- 江東区都市整備部地域整備課不燃化推進係
電話：03-3647-9491 FAX：03-3647-9009 Email : tiikiseibi@city.koto.lg.jp
- U R都市機構 東日本都市再生本部 密集市街地整備部企画課 北砂三・四・五丁目地区担当
電話：03-5323-0676 FAX：03-5323-0354